



謹賀新年

謹んで新年のお慶びを申し上げます。本年も宜しくお願い致します。日本経済は回復6年目に突入しました。昨年は賃金上昇、設備投資の好調な1年でありましたが、中小企業にとっては雇用の確保が困難となり、また、依然として少子高齢化の中にあり、厳しい環境が続いています。このような経済環境の中、昨年12月14日に発表された与党税制改正大綱では、設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しする措置、また、中小企業の事業承継税制を10年間の特例措置として拡充する案が出されました。以下、主な改正項目を紹介します。

法人課税

1. 所得拡大促進税制の改組（大企業向けは割愛）

青色申告中小企業者等が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の算式要件を満たした場合には「給与等支給増加額」の15%の税額控除ができることとなる。「給与等支給増加額」とは当期の雇用者給与等支給額と前期の雇用者給与等支給額の増加額をいう。

$$\frac{\text{平均給与等支給額}(\ast 1) - \text{比較平均給与等支給額}(\ast 2)}{\text{比較平均給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

(※1) 平均給与等支給額：当期の一人当たり月額平均給与額

(※2) 比較平均給与等支給額：前期の一人当たり月額平均給与額

(注) これら給与の対象者要件は未定

さらに次の①および②の要件を満たす場合には25%の税額控除ができることとなる。

① 上記算式の1.5%が2.5%となった場合

② 次のいずれかの要件を満たす場合

イ 教育訓練費の額の前期の教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であること。

ロ 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、計画が確実に行われたとされる証明がされたこと。

これら税額控除額の上限は当期の法人税額の20%となる。

本改正により、従前の所得拡大税制は平成30年3月31日までに開始する事業年度で廃止される。なお、期末資本金額1億円超の大企業には上記のほか設備投資要件があるが、中小企業向け所得拡大税制については、設備投資要件がない。

2. 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

上記1の所得拡大税制と合わせると法人の実効税率が20%程度になると新聞報道されていた本税制については、データ連携システムの投資額が5,000万円以上という要件が付されたことにより、使い勝手の悪いものとなった。詳細は割愛しますが、革新的データ活用計画を検討されているお客様は当方にお問い合わせください。

資産課税

今回改正で非常に注目を集めた、「非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度」は、幾度かの改正を経て、少しずつ利用しやすいものと改善されてきたが、利用率は向上せず、また、中小企業の黒字解散件数の増大が予測される中、さらなる利用促進が図られる。

本改正は 10 年間の特例措置として、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充を行うとされ、具体的には、「施行後5年以内」に「承継計画」を作成して株式の贈与・相続による事業承継を行う場合に次の適用が受けられる。

①納税猶予株式の制限の撤廃

現行では発行済議決権株式総数の3分の2までを対象とし、相続の場合、納税猶予割合を80%（贈与の場合100%）としているが、3分の2まで要件を撤廃し、納税猶予割合を100%とする。

②雇用確保要件の弾力化

現行では5年間雇用の80%を維持できなかった場合、納税猶予は終了し、猶予分の税額は利子税と合わせて納付しなければならない。特例措置ではその満たせなかった理由を記載した一定の書類の提出により、納税が確定しないこととされる。

③2名または3名の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大

現行では1名の事業承継に当てはめることしかできないが、特例措置では複数者の承継を認める模様。

④経営環境の変化に対応した減免制度の創設

現行では株式の全部または一部の譲渡をする場合には、納税猶予が終了し、売却株式に見合う猶予分の納税が発生するが、一定の経営環境の変化により株式売却を行う場合には、免除となるケースが設けられる。

本特例の適用を受けるためには、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出し、中小企業経営承継円滑化法の認定を受け、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与・相続により取得するものに適用される。

個人所得課税

1. 配偶者控除及び配偶者特別控除

本改正は平成29年改正によるものであるが、平成30年分以後の所得税について、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがされる。合計所得金額が1,000万円超の人は本年より配偶者控除が適用できなくなる。また、合計所得金額900万円超の人も控除額が減少するため、月々の給与計算では源泉徴収税額が増える場合がある。

2. 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除等の見直し

給与所得控除・公的年金等控除は基礎控除額に10万円シフトする。所得金額には影響しないが、例えば年収850万円超の給与所得者についてはこれ以外に増税措置が講じられた。平成32年分からの適用となる。

非上場株式についての納税猶予改正セミナーの開催

当法人では「非上場会社の相続税・贈与税納税猶予制度」の改正についてセミナーを行います。詳細は別途案内いたします。本年もどうぞよろしくお願いいたします。